

日野町地域おこし協力隊員 募集要項

日野町は、滋賀県の南東部、鈴鹿山系の西麓に位置する東西14.5km、南北12.3km、総面積117.6km²、人口約21,000人の町です。

東にそびえる鈴鹿の霊峰・綿向山を水源とする日野川や竜王山を水源とする佐久良川に開けた農地では、良質の近江米を中心に原産の日野菜やお茶などの栽培、近江牛の生産などが営まれています。また、町の花であるホンシャクナゲをはじめ四季折々、藤やサツキなどが咲き誇るなど自然環境にめぐまれています。

歴史や伝統については、850年以上の歴史を誇る湖東地方最大の春祭である日野祭、戦国時代に蒲生氏の繁栄させた城下町がその面影を残すほか、江戸時代に漆器や合葉の行商により全国各地で活躍した近江日野商人の「売り手よし・買い手よし・世間よし」の「三方よし」の精神と進取の気風が息づいています。

町の将来像「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」の実現に向け、移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大についての取り組みを通して、地域住民や関係団体、町とともに地域を盛り上げたい方の応募を心からお待ちしております。

募集概要

活 動 概 要	地域住民や関係団体、町等と連携・協力し、次の業務に従事していただきます。 ①移住定住促進に関する施策の充実 ・お試し移住制度等の仕組みづくり、企画・運営 ・移住相談者からの各種相談業務 ・移住定住促進に関する SNS を活用した情報発信 ②お試し移住・空き家活用に関連する関係人口の創出と拡大 ・関係人口創出に関する情報発信やイベントの企画・実施 ③その他 ・移住定住促進につながる業務 ・移住定住を促進する団体との協働プロジェクト ・関係団体との調整 ・その他所属長が指示する事項 上記の活動について、活動の成果と今後の予定を報告する会議が月1回程度あります。 ※活動スケジュールは別紙のとおりです。
募 集 対 象	次の要件をすべて満たす方 ①令和7年4月1日現在で18歳以上の方 ②地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方 ④応募時点で3大都市圏、または3大都市圏以外の指定都市に居住している方で、採用後に日野町に住民票を異動し、居住できる方 ※居住地要件の詳細は総務省の“地域おこし協力隊”関連ページで確認してください。 ⑤パソコン（ワード、エクセルおよびインターネットなど）の基本的な操作ができる方 ⑥SNS を活用した情報発信が好きな方 ⑦普通自動車免許を所持し、日常的に運転できる方（AT 限定可） ⑧地域団体や自治会等をはじめとした、地域住民とコミュニケーションを図りつつ、地域の協力活動に意欲を持ってできる方 ⑨活動終了後も日野町において起業・就業し、定住する意思のある方
募 集 人 数	1名
勤 務 地	日野町役場3階企画振興課

活 動 時 間	1日7時間、週5日（週35時間）の勤務を基本とします。 月曜日から金曜日まで 9：00～17：00（休憩60分） 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始は休日となります。 ※活動内容によっては、1日の勤務時間の範囲内で勤務時間を変更する場合があります。 また、休日に勤務した場合は振替対応となります。
任用期間・形態	期間：令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※委嘱開始日については相談に応じます。 ※通算して3年を超えない範囲以内で再度任用する場合があります。 ※次のいずれかに該当するときは解嘱することがあります。 ・隊員本人から解嘱の申出があったとき。 ・職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。 ・隊員としてふさわしくない非行があったとき。 ・心身の故障のため、協力隊の活動ができなくなったとき。 形態：会計年度任用職員（パートタイム） ※地方公務員法に基づき服務規程（守秘義務や職務専念義務）が適用されます。
報酬・手当	時給：1,319円 参考 月21日勤務の場合 月額 193,893円 ※月額から所得税、社会保険料等の本人負担分が控除されます。 通勤手当：本町規定に基づき支給 期末手当および勤勉手当：本町規定に基づき支給
待遇・福利厚生	（1）社会保険、厚生年金、雇用保険に加入していただきます。 （2）年次有給休暇および特別休暇については、本町規則に基づき付与します。 （3）任用期間における住居は、町内物件に入居いただきます。 町が補助する家賃の上限は月額5万円です。 （4）活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与します。 （5）活動用の車両は、公用車またはリース車を使用します。 （6）次の経費は負担します。 地域おこし協力隊の活動に必要な経費は協議のうえ、予算の範囲内において支援します。 （例）家賃、車両リース費および燃料費、消耗品費、旅費、研修費、資格取得費、ネット通信費など ※活動に必要な経費の活用イメージは別紙のとおりです。 （7）次の経費は自己負担となります。 ①転居にかかる費用、食費、光熱水費、駐車場代、自治会費など ②生活に必要な備品、消耗品、個人の電話等通信費など （8）その他 ①協力隊員としての活動に支障がなければ、兼業を認めます。その場合は事前に町（企画振興課）に届け出てください。 ②活動で疑義や問題が発生した場合は、協力隊員と町の双方で協議して対応します。

応募手続き	(1) 募集期間 令和7年6月20日(金)から令和7年7月25日(金)まで【必着】 持参・郵送・メール・応募フォームのいずれかで受け付けます。 ※提出していただいた書類は返却いたしません。 応募フォーム URL https://logoform.jp/form/VwGF/1081862  ※応募にかかる経費(書類郵送料や交通費等)はすべて応募者負担となります。 応募前の面談も受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。なお、当面談は活動内容や町の情報について説明するもので、選考には一切関係ありません。 (2) 提出書類 ・応募用紙(上記の応募フォームより応募いただいた場合、不要) ・住民票抄本(本籍地および個人番号記載不要) (3) 提出・問い合わせ先 日野町役場企画振興課企画人権担当まで 〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地 TEL: 0748-52-6552(直通・月～金 8:30～17:15) FAX: 0748-52-2043(代表) E-mail: kikaku@town.shiga-hino.lg.jp https://www.town.shiga-hino.lg.jp
現地説明会	令和7年7月13日(日)に現地説明会を行います。 説明会では、日野町の紹介、協力隊制度の説明、協力隊の活動概要等についてお話しします。 応募にあたり、現地説明会への参加は必須ではありません。選考にも一切関係ありません。 説明会参加にかかる費用(交通費等)はすべて応募者負担となります。 詳細・申し込みについては、日野町企画振興課企画人権担当まで電話もしくはメールにてお問合せください。
選考方法	(1) 第1次選考(書類選考) 書類選考結果は後日電話で通知するとともに文書で発送します。 (2) 第2次選考(面接) 第1次選考合格者を対象に、8月6日(水)に第2次選考試験を行います。 ※ご都合が合わない場合、別途日程調整します。 (3) 最終結果通知 第2次試験終了後、数日で文書を通知します。 ※住民票の異動は必ず委嘱後に行ってください。
備考	募集に関する質問等は、所定の質問用紙により、メール、FAXおよび郵送によるのみ受け付けます(電話での個別の質問は受け付けません)。また、回答は質問者に対して、メールまたはFAXもしくは郵送によって行います。